

第481回（臨時）福崎町議会会議録

平成30年11月15日（木）

午前9時30分開 会

1. 平成30年11月15日、第481回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋 本 省 三	副 町 長	尾 崎 吉 晴
教 育 長	高 寄 十 郎	上下水道事業管理者	近 藤 博 之
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	福 永 聡
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	岩 木 秀 人
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 5 議案第54号 工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）
第 6 議案第55号 工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事（1001／025・1002／025））
第 7 質疑
第 8 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 9 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 議案第 5 4 号 工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）
- 第 6 議案第 5 5 号 工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事
（1001／025・1002／025））
- 第 7 質疑
- 第 8 討論・採決

1. 議案件名

- 報告第 9 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 議案第 5 4 号 工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）
- 議案第 5 5 号 工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事
（1001／025・1002／025））

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 4 8 1 回福崎町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 日ごとに紅葉も鮮やかさも増し、日ごとに冷気が加わり、寒さを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。
- さて、本臨時会に提案されます案件は、報告第 9 号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）、議案第 5 4 号、工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）及び議案第 5 5 号、工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事）の議案計 3 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしたいと思っております。本臨時会の開会の挨拶といたします。
- ただいまの出席議員数は、14 名でございます。定足数に達しております。
- よって、第 4 8 1 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。
- 本日の会議に、事務局並びに総務課から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可しております。
- ただいまから、第 4 8 1 回福崎町議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名いたします。
- 4 番、北山孝彦議員
 - 1 2 番、石野光市議員

以上の両議員にお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

- 議長 日程第２は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会においてご協議されておりますとおり、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日１日間といたします。

日程第３ 諸報告

- 議長 日程第３は、諸報告であります。
第４８０回定例会後、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
１０月１日、県民会館において、兵庫県町議会議長会評議員会議が開催され、議長が出席いたしました。
１０月１９日、富山県広域消防防災センターにおいて、第２６回全国消防操法大会が開催され、議長、副議長、民生まちづくり委員長が応援に参りました。
１０月２１日、八千種研修センターにおいて、第３３回八千種研修センターまつりが開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。
１１月１日、高岡小学校・福崎西中学校において、兵庫県道德教育実践研究事業発表会兼中播磨地区小・中学校道德教育研究会が開催され、総務文教常任委員が出席いたしました。
１１月１日及び２日、民生まちづくり常任委員及び議長が山口県長門市、萩市を行政視察いたしました。
１１月４日、エルデホール周辺において、ひょうご森のまつり２０１８と第４５回福崎秋まつりが同時開催され、議長及び各議員が出席し、議長が挨拶を述べてまいりました。
その他の議会活動報告は、お手元に配布の報告書のとおりです。
以上です。
- 議長 以上で議会活動報告を終わります。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第９号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から議案第５５号、工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事（１００１／０２５・１００２／０２５））までの計３件を議題といたします。
これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
- 町長 皆さん、おはようございます。
第４８１回福崎町議会臨時会にご出席いただき、まことにありがとうございます。
議長も言われましたように、山々も色づき始め、秋の深まりを感じる季節となりました。

10月19日に富山県で開催されました全国消防操法大会では、庄分団が兵庫県代表として出場し、準優勝という輝かしい成績をおさめてくれました。前々大会は優勝、前回・今回は準優勝と、全国に誇る消防団が我がまちで活動していることを本当に心強く感じているところでございます。

11月4日には、ひょうご森のまつり2018と第45回福崎秋まつりを同時開催し、町内外から訪れた多くの人手でにぎわいました。兵庫県からは、例年になく活気あるまつりが開催できたと喜びの声もいただいているところでございます。

また、23日には、自然歩道を歩こう大会が予定されています。この大会も例年1,000人を超す町の大きなイベントとして定着しましたが、あとは天気を願うばかりでございます。

さて、臨時会に提出しています議案は報告1件、議案2件でございます。

報告第9号、議会の委任による専決処分の報告につきましては、道路上に突出したガードパイプに自動車 접촉し車体が損傷した事故で、このたび、損害賠償の額を定め、和解するため専決処分したので報告するものであります。

議案第54号は、町営住宅駅前団地建替工事の請負契約について議会の議決を求めるものですが、国からの交付金の配分が十分でなかったことから、9月補正において計上した債務負担行為により平成31年度とあわせて2年間で建て替え工事を実施しようとするものであります。

議案第55号は、新町大井堰災害復旧工事の請負契約について議会の議決を求めるもので、平成29年台風18号及び平成30年7月豪雨により被災した箇所を復旧する工事であります。

詳細な説明は担当課長が行いますので、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。

日程第4 報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議長 日程第4、報告第9号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 報告第9号、議会の委任による専決処分の報告については、町道での物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、平成30年10月26日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものです。

報告第9号資料に位置図、事故発生状況略図をお示ししておりますので、あわせてご覧ください。

事故の発生日は、平成30年8月17日金曜日、13時ごろです。

事故の発生場所は、福崎町南田原2703番1地先。

相手方は、福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。

事故の概要は、フレッシュバザール福崎店西出口から町道西源寺線に左折した際に、道路上に突出していたガードパイプに車左後方を接触させ、車体が損傷したものです。

事故による損害賠償額は、左後方ドア及びフェンダー、タイヤ修理費12万6,

446円のうち、過失割合50%を乗じた6万3,223円でございます。

以上、報告第9号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第5 議案第54号 工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）

議長 日程第5、議案第54号、工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）を議題といたします。本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 議案第54号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案第54号は、11月6日に一般競争入札を行いました町営住宅駅前団地建替工事について、議会の議決を得て、本契約を締結しようとするものです。

契約の相手方は、議案書のとおり、姫路市下寺町101番地、平錦建設株式会社、代表取締役勝間功雄氏で、契約金額は4億2,444万円です。

続いて、町営住宅駅前団地建替工事の概要について説明させていただきます。

議案第54号資料1ページをご覧ください。

左側に施設の概要を、右側に入札結果をお示ししております。入札は、一般競争入札により、参加業者数3者で執行いたしました。

続いて、施設の概要について説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。

左側に全体の配置図、右側には施設の規模、面積の一覧表と完成予想図をお示ししております。

町営住宅駅前団地は、昭和48年度に建設された鉄筋コンクリート造の3階建てですが、老朽化が進んでおり、平成26年6月策定の福崎町公営住宅長寿命化計画に基づき、建て替え計画を進めておりました。町長の提案説明にもございましたが、当初、平成30年度単年での建て替えを計画しておりましたが、国の交付金が要望どおり採択されなかったことから、30年、31年度の2カ年で建て替えをするため、9月議会において債務負担行為をお願いし、補正予算を議決いただいております。

このたびの工事は、配置図に示しますとおり、既存の町営住宅の南側に鉄筋コンクリート造の5階建て、屋根部はフッ素樹脂ガルバリウム鋼板、瓦葺きで、延べ床面積は住宅棟で1,918.91平方メートル、住宅戸数は29戸及び集会室1戸の計30戸でございます。エレベーターは福祉対応型9人乗りです。出入口及び玄関のスロープ化とともに階段及び共用廊下には手すりを設けまして、高齢者等に対応した仕様としております。

住宅のタイプとしましては、3ページの平面図のとおりの間取りとなります。面積的にも田尻や塚本団地と同様となっております。Aタイプの3LDKが10戸、Bタイプの2DKが19戸となります。1階は玄関ホール周り、5階は集会室を除きまして、各階とも同じ間取りとなります。

4ページは、各方向の立面図となっております。駐車場につきましては、既存建築物の撤去後の整備となりますが31区画で、各戸1台分と障害者用、来賓用を1台計画しております。

工事期間は、平成31年10月31日までで、12カ月余りの長期に及びます。また、福崎駅周辺整備工事も実施中でございますので、安全には十分に対策を講じて進めてまいります。

以上、議案第54号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第6 議案第55号 工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事
（1001／025・1002／025））

議長 日程第6、議案第55号、工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事
（1001／025・1002／025））を議題といたします。本案に対する
詳細なる説明を担当課長に求めます。

農林振興課長 議案第55号について、説明いたします。

議案第55号は、新町大井堰災害復旧工事の工事請負契約の締結について、地
方自治法第96条第1項第5項の規定によりまして、議会の議決を求めるもので
あります。

契約の相手方は、姫路市広畑区蒲田5丁目1715番地、株式会社平野組、代
表取締役平野勝也氏、契約金額は9,180万円、工期は平成31年3月29日
の予定です。

それでは、工事の概要について説明します。

議案第55号説明資料1ページをご覧ください。

右側に入札結果をお示ししております。入札は、平成30年11月6日、一般
競争入札によりまして、参加業者2者で執行しました。

施設及び工事の概要については、左側をご覧ください。施設の名称は、新町大
井堰。主に、新町地区の農地22ヘクタールをかんがいする井堰と堤外水路の復
旧を行うものであります。

2ページをご覧ください。頭首工の本体と水叩き部分は、横断延長30.2メ
ートル、縦断延長9.1メートルで、その下流部分の護床コンクリートは縦断延
長15メートル、続く護床ブロックの縦断延長は10メートルで、総延長34.
1メートルとなっています。本体のコンクリート高さは、4.3メートル、水叩
き部が3.3メートル、護床コンクリートは0.7メートルから1メートル、護
床ブロックは、一部、既存の使用可能な2トンタイプも利用しまして、新しく1
トンタイプで横20個、縦9個の計180個を設置します。堤外水路工につきま
しては、水路の流れ方向の延長12.8メートルで、天端幅1.3メートルで張
りコンクリート10センチ、法面は張りブロック、延長9.1メートルを設置し
ます。また、工事中に堤外水路内部から漏水が確認された場合には、水路内の積
みブロック工を追加・変更することとなります。

以上、議案第55号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただ
きます。よろしくお願いいたします。

日程第7 質疑

議長 日程第7は、議案に対する質疑であります。

それでは、報告第9号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償
の額を定め和解すること）に対する質疑はありませんか。

1 2 番 説明の中で、道路上に突出していたガードパイプによって車が左後方を接触さ
せ、車体が損傷するということの説明でしたけれども、このガードパイプが、い
わゆる車道上に突出した原因というのは、どういうことなのでしょう。

まちづくり課長 フレッシュバザールの水路に転落防止のための柵が、3段の横棒の高さ1.2
メートルくらいの転落防止柵がございますが、過去にその転落防止柵で事故を起
こされた形跡がございます。ただ、それは役場、まちづくり課の方には通報はな

くて、その事故を恐らく起こされた方が、ガードパイプが外れたので、針金でくくりつけておられた、その針金が残っております。それが、事故を起こされる寸前に何かの原因で外れて、曲がった状態で出たところに当たられたと推測いたします。

1 2 番 ということは、それに先立ってガードパイプに自動車等が衝突をしたことによって、ガードパイプの形状なりいわゆる状態として道路上に突出するという状態が生まれておったということで、それについては警察に被害届等は出されたのでしょうか。

まちづくり課長 事故を起こされた〇〇様につきましては、町の方に事故を起こしたということで、あと、町道上に突出しておるものに当たったということで、町への弁償をしてほしいということでの申し出がございました。

1 2 番 私がお尋ねいたしましたのは、要するにガードパイプを損傷させられたその事故に先立つ、車道にガードパイプが突出する事態になったということの、いわゆる損傷ですね。町が受けたその損害についての被害届は出されたのでしょうか。

まちづくり課長 当初、事故を起こされて損傷された場合につきましては、先ほど申し上げましたように町の方には連絡がなく、本人が直されたと思われる状況で針金でくくりつけた形跡がございます。

1 2 番 そういうことになりますと、この事故が起こる以前の衝突によってガードパイプが損傷したということについての把握というんですか、発覚というのは、この事故が起こるまではわからなかったということでしょうか。

まちづくり課長 警察の方にも届け出はございませんし、まちづくり課の方にも届け出がございませんでしたので、把握できておりませんでした。

1 2 番 そのことを受けて、町としての損害についての被害届なりは出されなかったということなんでしょうか。

まちづくり課長 事故を起こされてからかなり年数もたっておる状況ではございますので、被害届は出さずに安全性のために町の方で修繕をさせていただいております。

1 2 番 当初の形状どおりに復旧をされたということで、現状の形で当初から設置をされておったと。現場も確認いたしましても、今の状態で車がぶつかったというのは、相当左に寄った形で衝突をされたのかなというふうに思うわけなんですけども、とにかく、最初の損傷した事故の発生の日時というのは、正確にはつかめないということなんでしょうか。

まちづくり課長 最初の事故はいつ起きたのかは把握できておりません。それと、フレッシュバザールの店舗の方が毎朝清掃されておりますので、聞き取りをさせていただきましたが、外れた状態には全く気がつかなかったということでございますので、事故の直前に外れたものと思われま。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 3 番 こういう事故に関しては、前は中国道の下でガードレールが飛び出て、巻き込みで、通学路でしたかね、その事故。それから、もう一つは、グレーチングのすき間があいて、自転車がそこへひっかかって、すごいけがをされたという事故があったと思うんですけども。この安全パトロールは、町の方では、どういう形で、いつされとんでしょう。町の、今、言われた防護柵とかそういう老朽化とか、そんなんのパトロールはされてるんでしょうか。

まちづくり課長 まちづくり課の方に専任の職員、工手の職員が1名おります。その方と、シルバーの方で、1、2名で組みまして、毎日道路の保守点検に回っておりますので、草刈りとか、穴が開いてところの補修に合わせまして、そういったものの、目視での点検は常時しておるところでございます。

1 3 番 その報告ですね、今、毎日されているという中で、課長の方に報告とかは入っているのでしょうか。

まちづくり課長 毎日、日報という形で、異常がありましたところについては、全て記録をしまして、写真もつけて私の方の決裁は受けております。

1 3 番 私、いつもこの報告とか専決処分にはいつも言うんですけども、こういう小さい事故の積み重ねが大きい事故につながるんですから、日報をやっぱりきちっと、検査される方にも言って、やっぱり直すべきところは直す。やっぱり老朽化しているんで、そういうところもたくさんあるんで、直すべきところは直していかなないと、こういう事故がこれからまた続いていって、今度は人的被害、そこへつながるかもしれへんで十分注意をしていただきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 1 番 現場は私もしょっちゅう出入りをしておるところであり、多くの役場の職員の方々もそうだと思うんですが、改めて昨日も現場を確認したんですけど、修繕はしてあって形状が整ってはいるんですが、やっぱり再発という可能性が非常に高いなというふうに感じました。出入りの車があって、その関係でそばへ寄ると、どうしてもこすってしまいやすい、事故になりやすいという状況だと思います。したがって、この再発防止の対処をとりあえずこの現場でやっておくことと、類似の箇所は改めて考える必要があるというふうに思うんですが、そのような認識はお持ちであるかというのが1点。

それから、このような商業施設等に代表されるような、不特定多数の人たちが多く出入りをするという場所であります。その入り口を設けるところに、そこに花壇があって、コンクリートの縁があって、水路があって、そこに建っているという場合、明らかにこの場合は車が狭い道路に出入りをするということですから、接触事故というのは想定されます。したがって、こういう事業者がこういう通路をつくるときには、役場はちゃんと協議をして、その安全対策もちゃんとこうした商業施設等の事業者に求めるというふうなことも含めて考えていく必要があるのではないかとこのように思うわけですね。そういう点で、とりあえずこの現場の、これで再発は起きないかと、その心配に対する問題と、その類似の関係の町内の関係。あるいは、こうした新しい商業施設等の出入りの設置のときの対処の方法についての再検討、これらについて考えるわけですが、答弁を求めたいと思います。

まちづくり課長 この町道西源寺線への出入り口といいますのは、ここのフレッシュバザールについては南の東側で出入り口をわけて設置をされておりました、補助的な出入り口ということになっております。安全対策をすぐ講じる必要があるかということでございますが、完全に安全対策をしようしますと、ここの幅員を広げる必要があるということで、町道の拡幅については、もう既にフレッシュバザールの建物がございますし、反対側にも店舗がございますので、なかなか拡幅は困難である。それと、現場の状況から申し上げますと、擁壁があって、狭い水路があって、転落防止柵もございます。かなり左側に寄らないと接触するということとはございません。今回の場合は、対向車に気をとられて左に寄り過ぎたという本人さんの言葉もありまして、過失割合が算定されておりますので、できるだけ利用者の方に注意をいただくしかないと考えております。

それと、開発のときに、こういった協議でございますが、先ほど申し上げましたようにこちらは補助的な出入り口という位置づけでございますので、開発許可の基準としては、ここの拡幅とかそういったことまでは指導できておらないということでございます。

1 1 番 課長、あまり現場知らんのちゃう。あの通路、例えば私の家から行きますと、北側からずっと西源寺線をおりてくるんですね。もう通ったらいかんと、危ないなと思いつつ、便利だから、私だけやなしに通る人は他にもある。南からは、やっぱり正面入り口へ回らないで市川の橋を渡ってすぐに入ってくる車、非常に多いんです。ですから、そのちょうど出入り口のところで車が輻輳するんですよ。しとるんですよ。ですから、そういうところの構造の問題については、いくら補助的な入り口とはいっても、車が出入りするわけだから、その安全対策は、補助的な出入り口だからどうでもいいんだというような答えのしかたはいかんと思うんです。ですから、その水路の方をもっと蓋をさせる、そしてガードレールが必要ないようにさせるとか、あるいはもっと引っ込めさせるとか、そういうふうなことを現場を見て感じたんですがね。そういう感じをお持ちじゃないですか。1回現場を見て、改めて検討するぐらいの答弁がくるかなと思ったら、全くそんな必要はないという答弁だったので、ちょっと納得しかねんなところですよ。また起きますよ。

町 長 質問議員言われておるとおりでありまして、担当課長が申し上げましたようにこの出入り口につきましては、補助的な形の中で設置をされたものであります。しかしながら、人間の性というんでしょうか、そういったようなもので、こういったような形のところをすぐに入ってしまう。また、近年におきます分野につきましては、この主要県道から町道中島井ノ口線に入る、この、どういうんでしょうか、信号飛ばし等々を含めた形の中での車の動きといったようなものも非常に多いといったような形で、危険性は私も感じているところであります。今、質問議員が言われましたように、新町から行きますと、この路線に入るときにはすぐに、国道軸というんでしょうか、橋を渡ってすぐに右に入っていくといったような形のところでこういったような動きになっておるわけでありまして。今、言われましたように、もう一度現場を見ていただいて、直すべきところがあれば直せばいいというように私も思いますし、こういったような事柄につきましては、日ごろから含めた形の中で、車の運転も含めまして安全管理には努めていただきたいというように職員の皆様方にもお願いしているところであります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第54号、工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）について、質疑はありませんか。

1 1 番 一般競争入札ということで、広く広範囲から入札にエントリーしてもらおうというふうなことが望ましいわけですが、次の案件では2者というふうに、今回これは3者というふうに、こうした大きな金額のものであったとしても、非常に入札に参加される業者が少なかったという点については残念に思うんですが、この点についてはどんな所見をお持ちでしょうか。

町 長 近年、私も福崎町における一般競争入札、参加者が少し少ないのではないのかなといったような感じを受けているところであります。今回につきましても、そういったような形の中では、建設にあたってのそういう資格者等々が配置できないといったような話が出てまいっておりまして、それら等を含めて考えているわけでありまして、基本的には、今言われましたように、少ないという認識を持っております。その少ない1つの原因といったようなものを究明しなければならないといったような形で、現在、話し合いをさせていただいているところでありますけれども、それら等、福崎町における最低制限価格等々のあり方等に

も1つ問題点があるのではないのかなというように思うところもございまして、しかし、それに特定するものでもありません。その中における分野につきましては、今後も推移をある程度は見させていただきますけれども、次の議案第55号につきましても入札業者が非常に少ないといったような形になっております。これら等含めた形の中でのあり方等々につきましては、もう既に原因究明のための話し合いも持たせていただいておりますので、その点を含めた形の中でも、対応方等々は議会の方にもお示しをしていきたいなというように思っております。

1 1 番 それから、工事現場が非常に狭いところでありまして、駐車場の問題とか、資材置き場とか、そういうふうな場所の確保をどうされておられるのかという点がこの説明資料にはないと思うのですが、それについてお願いしたいと思います。

1つは、この現在の町営住宅に住んでおられる方々のための駐車場、これをどこに設置するのかという、これが1つ。

それから、工事用の駐車場と、資材置き場や加工場を含めてのそのスペースをどうするのかという、そここのところについて、まずお聞かせください。

まちづくり課長 現在入っておられる方の駐車場、それと現場事務所、あと資材置き場につきましては、進入路北側にあります民地を現在交渉中でございまして、そこをできたら借りたいと考えております。

1 1 番 それは十分な広さが確保できるのでしょうか。

まちづくり課長 入居者用の駐車場12台と、あと現場事務所、あと工事用の車両数台はとめられるスペースはございます。

1 1 番 いずれにしても、県道甘地福崎線に接したところでもあり、通学道路等の絡みもありますので、十分な対応をお願いしたいというふうに思います。それから、この町営住宅を含めて、その北側にも隣接をして民間のマンションもあるわけがありますから、工事が期間が1年あるわけがありますけれども、工程表をこれから作られると思うんですが、夜間工事等にならないように住民の生活に迷惑のかわからないような、そういう十分な対応を求めていると思います。いかがですか。

まちづくり課長 工程につきましても、業者との調整がつき次第またご報告を差し上げるということと、あと、また騒音とか大型車両の侵入の問題もございますので、その点の安全管理については十分配慮して行っていまいります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第55号、工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事（1001／025・1002／025））について、質疑はありませんか。

1 1 番 工事用の進入路等、仮設道路、どこからの予定になっておりますか。

農林振興課長 創価学会の北側からエルデホールに入る道があると思うんですが、そのもう一つ北側の下水のボックスカルバートの間くらいから進入路を予定しております。平成23年、24年のときと同じ場所で考えております。

1 1 番 ちょうど今言われました川端川のボックスカルバートも契約をしたところだというふうに思うんですね。この工期はそんなに長くはないと思いますけれど、この工事もこの年度内の工期ですから、輻輳した工事になると思いますね。新町千束線も非常に狭い通路であり、朝夕は車の通行も多いし、日中でも文化センター、エルデホールの方に向かう車も多いわけですから、それなりに注意が必要だと思うんですね。どの程度の工事用車両が出入りをする予定なのか等についてお聞か

せいただきたいと思います。通学道路でもありますので、安全対策、特に大事になるとは思いますが、いかがですか。

農林振興課長 仮設道路でありますけれども、堤外水路に約800立方メートルの土を持ってくる計画となっております、10トントラックで120台くらい入ってくるといふふうに計算しております。

1 1 番 そういうことで、その工事の期間の安全対策、これはどのような対応がとられておりますかということをお聞きしたいわけです。

農林振興課長 下水のボックスカルバートの工事につきましては、恐らく道路の通行をとめてということになると考えておりまして、できるだけ時期を合わせて工事をやりたいというふうに思っております。

1 1 番 ですから、その安全対策で、仮設のその交代場をつくるとか、あるいは、警備員といいますか誘導員を何人くらい配置する予定であるとか、そういうことをちょっとお聞きをしたいんですがね。

農林振興課長 当然、安全対策につきましては、誘導員を配置しますけれども、何人を配置するかまでは、私、今、少し資料を持ち合わせておりませんので、また民生とかそういう中で報告させていただきたいと思います。

1 1 番 契約をしておるわけですから、この仕様の中でそういう人数は何名だとか、そういうことは全部入っておるわけですよ。その上での契約だから、それを聞いてとるんです。私はちゃんとやっていただけるだろうということは、ちゃんと信頼はしとるんですけどね。やっぱりこの町民の皆さんが工事が始まるのでどうされるんだろうと、どうなるんだろうという心配をそれなりに皆さん持たれるわけですよ。月見橋を渡ったところからの山崎の子どもたちもこの道路を渡って小学校に来るんですね。そういう意味で。僕は信頼しとるんですよ。しかし、町民の皆さんが今、テレビも見とられるわけですから、そういうことでちゃんと大丈夫だと、テレビを見ながら安心できる、そういう答弁をしてほしいという、そういうことです。

技 監 施工時の安全対策についてでございますけれども、今後、事業者と契約を締結した後に、事業者の作成する施工計画に基づいて、あと、現在、工事を進めております下水の工事の業者と工程調整も踏まえて、どのような安全対策が最も最適かということは検討してまいりたいと思っております。当然、交通誘導員の配置は必須でございますし、通行止めも最小にとどめるということを配慮して安全対策の方は考えていきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

日程第8 討論・採決

議 長 日程第8は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第54号、工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第５４号、工事請負契約について（町営住宅駅前団地建替工事）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第５４号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第５５号、工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事（１００１／０２５・１００２／０２５））について、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第５５号、工事請負契約について（新町大井堰災害復旧工事（１００１／０２５・１００２／０２５））について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第５５号については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で第４８１回福崎町議会臨時会の日程を全て終了いたしました。

よって、本臨時会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

第４８１回福崎町議会臨時会を閉会することに決定しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、提案のありました議案に対し、慎重にご審議をいただき、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

月が変わりますと、定例会が控えております。皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展のためにご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

それでは、これをもちまして閉会としたいと思いますが、町長のご挨拶を最後に賜ります。

町長 ただいまは議案第５４号、第５５号、両工事請負につきましても契約案件、ご了承をいただき、まことにありがとうございます。

これら等の事業につきましては、大きな事業でありまして、２カ年にわたる分野、また新町大井堰につきましては災害の上にまた災害といったような形、近年のこの自然災害というんでしょうか、こういったような事柄につきましては、いろんな形の中で出てまいっております。その発生原因が非常に多いといったような事柄が出ておるわけでありまして。今からの季節につきましては、若干、自然的なものは少なくなるのではないのかなと思っておりますけれども、昨年、一昨年といったような形の中では自然災害の地震災害といったような事柄から始まるといったようなこともございます。これら等を含めまして、安全安心なまちづくりのためにこういったような形の中で頑張っていきたいと思っておりますので、

それぞれの形の中で、これら等ご審議いただいた点も含めまして、これら等対応してまいりますので、よろしくお願いを申し上げまして、本日のお礼の挨拶にかえさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

議

長 それでは、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前 10 時 22 分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 3 0 年 1 2 月

福崎町議会議長 高 井 國 年

福崎町議会議員 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 石 野 光 市